

具体的かつ詳細な随意契約理由について(物品等)

様式13

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込・円)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	令和7年度 大阪市役所 本庁舎防災用無停電電源 装置修繕	電気工事	三菱電機プラントエン 지니어リング株式会社	1,265,000	令和7年10月28日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
2	令和7年度 大阪市役所 本庁舎緊急ガス遮断装置 修繕	給排水衛生冷 暖房工事	大晃設備株式会社	1,980,000	令和7年12月3日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
3	令和7年度 大阪市役所 本庁舎ボイラー用真空給 水ポンプ修繕	給排水衛生冷 暖房工事	株式会社荏原製作所 大阪支社	1,216,600	令和7年12月15日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市役所本庁舎防災用無停電電源装置修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市役所本庁舎内に設置している防災用無停電電源装置の蓄電池が経年劣化により不良となっており、蓄電池の取替えを実施し機能回復を行うものである。

本装置は三菱電機㈱が独自の技術により設計・製作を行っており、既存機器との密接不可分の関係から既存機器に著しい支障を与える可能性があるため、製作者以外では技術面の対応が不可能かつ修繕後の性能、作動状態、耐寿命等を保証することができない。

なお、保守点検・整備・修繕業務については、連結子会社である三菱電機プラントエンジニアリング（株）が担う体制となっている。

以上のことから本修繕を唯一実施することができる三菱電機プラントエンジニアリング（株）と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06 - 6208 - 8197）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市役所本庁舎緊急ガス遮断装置修繕

### 2 契約の相手方

大晃設備（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、大阪市役所本庁舎地下2階メーター室内に設置している中圧用緊急ガス遮断装置が経年劣化により不良となっており、遮断装置本体の取替えを実施し機能回復を行うものである。

本庁舎に設置している緊急ガス遮断装置は大阪ガス（株）が独自の技術により設計・製作を行っており、既存機器との密接不可分の関係から既存機器に著しい支障を与える可能性があるため、製作者以外では技術面の対応が不可能かつ修繕後の性能、作動状態、耐寿命等を保証することができない。

なお、ガス事業法に基づき一般ガス導管事業等の分割認可を受けた大阪ガスネットワーク（株）が担う体制となっているが、ガス内管工事は広域多数発生することから行政区によって協力工事会社を指定している。

以上のことから北区の工事指定業者であり、本修繕を唯一実施することができる大晃設備（株）と随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市役所本庁舎ボイラー用真空給水ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株) 荏原製作所

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の空気調和設備において、空気を加湿するために使用する真空給水ポンプの部品が劣化しているため、部品の交換を行い機能の回復を行うものである。

本庁舎のボイラー用真空給水ポンプは、(株)荏原製作所がメーカー独自の技術により設計・製造した製品を設置していることから、当該事業者以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができないため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06 - 6208 - 8197）